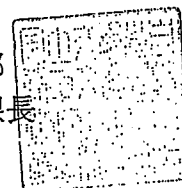


国自環第67号
平成16年7月14日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
環境課長



道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添38近接排気騒音の測定方法について

近接排気騒音については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第40条第1項第2号、第118条第1項第2号及び第196条第1項第2号に基づく測定方法として別添38近接排気騒音の測定方法に規定しているところである。しかし、下記1.の自動車については、軽油を燃料とするタービンにより発電した電力を用い、モーターによって駆動するシリーズハイブリッド自動車であり、別添38近接排気騒音の測定方法は当該自動車には必ずしも適当ではないため、暫定的に下記の測定方法により取り扱われたい。

記

1. 適用車種

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 車名 | : DESIGNLINE |
| 通称名 | : タービンEVバス |
| モーターの型式 | : DASMM250/6XL (定格出力: 47kW) (通称名) |
| タービンの型式 | : 330HEV-DSL マイクロタービン (通称名) |
| 形状 | : リャーエンジン |

2. 試験自動車の状態

試験自動車は次に掲げる状態とする。

- 一 点検・整備要領等により整備されていること。
- 二 適当な速度で走行することにより十分暖機されていること。

3. 試験機器等の調整等

3.1 騒音測定装置

3.1.1 騒音計等

一 騒音を測定する装置は、次のいずれかに掲げるものであり、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

(1) 騒音計は、J I S C1505-1988「精密騒音計」によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。

(2) 音量計は、道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

二 周波数補正回路の特性は、A特性とする。

三 指示機構の動特性は、「速い動特性 (FAST)」を有する騒音計等にあつては、「速い動特性 (FAST)」とする。

3.1.2 タービン回転計

タービン回転計は、自動車に備えられたもの以外のものを用いるものとする。

3.1.3 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は3.1.1第2号に準じた状態とする。

3.2 マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一 マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45° に交わる排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から）0.5m離れた位置（図に示すM1（排気管の開口部（以下「開口部」という。）が上向き（当該開口部の鉛直線に対する角度が 30° 以下のものをいう。）の場合は、図に示すM2の位置のことをいう。）で、かつ、開口部中心の高さ（開口部中心の高さが地上高さ0.2m未満の場合は地上高さ0.2m）の ± 0.025 mの位置とする。

二 車両の一部が障害物となり、前号の位置にマイクロホンを設置できない場合は、開口部中心から 0.5 ± 0.025 mの距離で、前号の位置に最も近い設置可能な位置（排気流の影響を受ける位置及び地上高さ0.2m未満の位置を除く。）をマイクロホンの位置とする。

三 前号に掲げる計測位置にマイクロホンを物理的に設置できない場合にあつては、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45° に交わる排気管開口部の中心を含む鉛直面より外側で、かつ、排気管開口部の中心から0.5m以上離れた範囲内において、排気管開口部の中心高さで当該計測位置に可能な限り近い位置（地上高さ0.2m未満の位置を除く。）にマイクロホンを設置するものとする。

四 マイクロホンの向きは水平、かつ、開口部中心の方向へ向けるものとする。ただし、開口部が上向きの場合（排気流の方向が当該排気管の鉛直線に対し 30° を超えない程度の傾きを有するものを含む。）は、マイクロホンを上方に向けるものと

する。

五 開口部を複数有し、その中心間隔が0.3mを超える場合は、それぞれの開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、開口部の中心間隔が0.3m以下の場合は、最も後方（最も後方の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の開口部を複数有する場合は、その上方）の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。この場合において、排気が漏れている部位は排気管開口部とみなす。

4. 測定場所

近接排気騒音の測定場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから2m程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。

5. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次の各号に掲げる方法により行う。

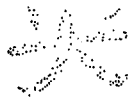
5.1 自動車の状態

自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立状態とする。

5.2 測定方法

タービンを最高出力時の回転速度の75%の回転速度 $\pm 1,000\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ の回転数で連続して5秒間程度作動させている間、自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

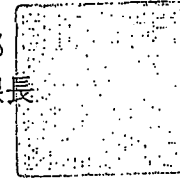
図



国自環第68号
平成16年7月14日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
環境課長



道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添46無負荷急加速黒煙の測定方法について

無負荷急加速黒煙については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第19号、第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号に測定方法として別添46無負荷急加速黒煙の測定方法に規定しているところであるが、しかし、下記1.の自動車については、軽油を燃料とするタービンにより発電した電力を用い、モーターによって駆動するシリーズハイブリッド自動車であり、別添46無負荷急加速黒煙の測定方法は当該自動車には必ずしも適当ではないため、暫定的に下記の測定方法により取り扱われたい。

記

1. 適用車種

車名 : DESIGNLINE
通称名 : タービンEVバス
モーターの型式 : DASMM250/6XL (定格出力: 47kW) (通称名)
タービンの型式 : 330HEV-DSL マイクロタービン (通称名)
形状 : リヤエンジン

2. 黒煙測定器の状態

黒煙測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。なお、黒煙を採取する直前にプローブのパージ（滞留黒煙の掃気）を行うこととする。

3. プロープの挿入

黒煙は、暖気状態の自動車のタービンの排気口内にプロープ（黒煙測定器の排出ガス採取部）を20cm程度挿入して測定する。ただし、プロープを20cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4. 自動車の状態

自動車は停止状態とし、変速機の変速位置は中立状態とする。

5. 黒煙の測定

5.1. 自動車の運転条件及び採取時期

自動車の運転条件及び採取時期は、次に掲げるとおりとする。

5.1.1 タービンの回転速度をアイドリング状態の回転速度から最大出力時の回転速度に上昇させる間において、上昇を開始した時点より15秒間の黒煙を採取する。

5.1.2 第1号に掲げる操作をさらに2回繰り返す。

5.2. 採取された黒煙の測定方法

排気管から大気中に排出される排出物をポンプ式の排気煙採取装置により、ろ紙を通して0.330L吸引し、当該排出物に含まれる黒煙によるろ紙の汚染の度合を反射光式の測定装置により測定することにより行う。